協議第４９号

協定項目２２－１５　児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　児童手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
２　児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
３　特別児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
４　父子手当支給事業については、合併時に廃止する。
５　乳幼児医療費支給事業については、現行のとおりとする。
６　児童医療費支給事業については、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
７　ひとり親家庭等医療費支給事業については、現行のとおりとする。
８　児童相談に関することについては、合併後、速やかに再編する。
９　青少年対策に関することについては、合併後、速やかに再編する。
１０　次世代育成支援行動計画については、合併後、速やかに再編する。
１１　児童虐待ネットワークについては、合併後、速やかに再編する。
１２　出産祝い金制度については、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.22-15　児童福祉事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1　児童手当に関すること	小学３年生までの児童を養育している人に支給。 ※平成１６年度に対象年齢を拡大。 【支給額】月額 ・第1子　　５，０００円 ・第2子　　５，０００円 ・第３子以降 １０，０００円 【受給者数】 ・定期月平均 小学校就学前 概ね２７５人 【支給月】 ２・６・１０月	小学３年生までの児童を養育している人に支給。 ※平成１６年度に対象年齢を拡大。 【支給額】月額 ・第1子　　５，０００円 ・第2子　　５，０００円 ・第３子以降 １０，０００円 【受給者数】 ・定期月平均 小学校就学前 概ね１９５人 【支給月】 ２・６・１０月	**児童手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。**
2　児童扶養手当に関すること	父母の離婚等により、父親と生計を共にしていない児童等を養育している人に支給。 【支給額】月額 ・児童１人の場合 全額　41,880 円 一部　41,870 円 ～9,880 円 ※所得により一部･全額支給停止。 ・児童２人の場合 月額 5,000 円加算 ・以下１人増す毎に 月額 3,000 円加算 【支給対象者】15 年 12 月末 ・受給者　５０人 ・全部支給停止者　１３人	父母の離婚等により、父親と生計を共にしていない児童等を養育している人に支給。 【支給額】月額 ・児童１人の場合 全額　41,880 円 一部　41,870 円 ～9,880 円 ※所得により一部･全額支給停止。 ・児童２人の場合 月額 5,000 円加算 ・以下１人増す毎に 月額 3,000 円加算 【支給対象者】15 年 12 月末 ・受給者　３２人 ・全部支給停止者　３人	**児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。**

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
3　特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障害がある児童を家庭で養育している人に支給。 【支給額】月額 ・重度　51,100 円／人 ・中度　34,030 円／人 【受給資格者】15 年 12 月末 ・受給者　１５人	精神又は身体に一定の障害がある児童を家庭で養育している人に支給。 【支給額】月額 ・重度　51,100 円／人 ・中度　34,030 円／人 【受給資格者】15 年 12 月末 ・受給者　１０人	**特別児童扶養手当については国の制度のため、現行のとおりとする。**
4　父子手当支給事業	母のいない児童の保護者の父に対し、手当てを支給。 【支給年齢対象】 ・義務教育終了前 【所得制限】 ・無し。 【支給額】月額 ・児童１人あたり ７，０００円 【支給月】 ９．3月 【支給対象者】 16 年 10 月 31 日現在 １０人	制度無し。	**父子手当支給事業については、合併時に廃止する。**
5　乳幼児医療費支給事業	【対象者】 ・０歳から小学校就学前までの児童。 【所得制限】 ・無し。 【自己負担】 ・入院･通院とも全額助成。 【食事療養費】 ・助成有り。 【支給対象数】 16 年 11 月 1 日現在 ３２０人 【受領委任払制度】 ・有り。 ・２医療共（乳幼児・重度）	【対象者】 ・０歳から小学校就学前までの児童。 【所得制限】 ・無し。 【自己負担】 ・入院･通院とも全額助成。 【食事療養費】 ・助成有り。 【支給対象数】 16 年 11 月 1 日現在 ２６５人 【受領委任払制度】 ・有り。 ・２医療共（乳幼児・重度）	**乳幼児医療費支給事業については、現行のとおりとする。**

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	・月１回、村職員が契約医療機関を廻り、回収する。	・月１回、村職員が契約医療機関を廻り、回収する。	
6　児童医療費支給事業	該当事業無し。 【支給対象数】 16年10月1日現在の小学１～３年生の児童数 ・１９５人	入院・通院費、自己負担分を助成。 【対象者】 ・小学１～３年生。 【所得制限】 ・無し。 【自己負担金】 ・入院・通院とも全額補助。 【食事療養費】 ・助成有り。 【支給対象数】 16年11月１日現在 ・１２６人 【適用時期】 ・平成１５年7月から 【根拠条文等】 ・玉川村子育て支援児童医療費の支給に関する条例 ・同施行規則	**児童医療費支給事業については、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合する。**
7　ひとり親家庭等医療費支給事業	【対象者】 ・ひとり親家庭又は親に代わって児童を育てている養育者家庭の人。 【所得制限】 ・有り。（県基準同じ） 【自己負担金】 ・通院　1,000円／月 ・入院　1,200円／日 ※住民税非課税者　免除 【食事療養費】 ・助成無し。（県基準同じ）	【対象者】 ・ひとり親家庭又は親に代わって児童を育てている養育者家庭の人。 【所得制限】 ・有り。（県基準同じ） 【自己負担金】 ・通院　1,000円／月 ・入院　1,200円／日 ※住民税非課税者　免除 【食事療養費】 ・助成無し。（県基準同じ）	**ひとり親家庭等医療費支給事業については、現行のとおりとする。**

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【対象者数】 16 年 11 月 1 日現在 ・９７人	【対象者数】 16 年 11 月 1 日現在 ・８９人	
8　児童相談に関すること	子育て家庭に対する育児不安等についての相談・支援及び地域の子育て活動の情報提供。 【相談窓口】 ・家庭相談支援センター ・川越児童相談所及び比企福祉保健総合センターとの連携。 ・主任児童委員	子育て家庭に対する育児不安等についての相談・支援及び地域の子育て活動の情報提供。 【相談窓口】 ・児童福祉担当者 ・川越児童相談所及び比企福祉保健総合センターとの連携。 ・主任児童委員	**児童相談に関することについては、合併後、速やかに再編する。**
9　青少年対策に関すること	青少年の健全育成を図るため、青少年の自主活動及び地域活動の促進。 青少年の非行問題への適切な対応。 【協力団体等】 ・都幾川村青少年問題対策協議会 … 平成 11 年度から未実施 ・小川地方青少年補導委員会 ・青少年相談員 …県委嘱　１２人 ・青少年育成推進委員 …県委嘱　２人 ・彩の国ﾏﾘﾝｾﾐﾅｰ …隔年実施	青少年の健全育成を図るため、青少年の自主活動及び地域活動の促進。 青少年の非行問題への適切な対応。 【協力団体等】 ・玉川村青少年問題協議会 ・玉川村青少年補導委員会 ・小川地方青少年補導委員会 ・青少年相談員 …県委嘱　８人 ・青少年育成推進委員 …県委嘱　２人 ・彩の国ﾏﾘﾝｾﾐﾅｰ …隔年実施	**青少年対策に関することについては、合併後、速やかに再編する。**

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
10　次世代育成支援行動計画に関すること	平成１６年度、都幾川村次世代育成行動計画策定中。	平成１６年度、玉川村次世代育成行動計画策定中。	**次世代育成支援行動計画については、合併後、速やかに再編する。**
11　児童虐待ネットワークに関すること	平成１５年度、児童虐待の防止や対応に向けて、ネットワークを設置している。 【根拠条文】 都幾川村児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱	平成１５年度、児童虐待の防止や対応に向けて、ネットワークを設置している。 【根拠条文】 玉川村児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱	**児童虐待ネットワークについては、合併後、速やかに再編する。**
12　出産祝い金	第３子以上の出産に対し、出産祝い金を支給している。 【支給額】 ・第３子以降１人につき ５０，０００円	該当事業無し。	**出産祝い金制度については、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。**

協議第５０号

協定項目２２－１６　保育事業の取扱いについて

保育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　放課後児童対策事業については、平成１９年度当初に再編する。
２　家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
３　特別保育補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
４　保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。
５　公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.22-16　保育事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1　放課後児童対策事業	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校１年生から概ね３年生までの児童を、放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図る。 【実施施設】 ・民営学童保育室　１室 【委託先】 ・保護者会 【補助金】 ・県の要綱に基づき交付。 ※村単独の補助も有る。 【根拠条文】 ・都幾川村放課後児童健全育成事業実施要綱	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校１年生から概ね３年生までの児童を、放課後及び長期休暇に預かり、その健全育成を図る。 【実施施設】 ・民営学童保育室　１室 【委託先】 ・保護者会 【補助金】 ・県の要綱に基づき交付。 【根拠条文】 ・玉川村学童保育事業運営費補助金交付要綱	**放課後児童対策事業については、平成19年度当初に再編する。**
2　家庭保育室運営補助事業	保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。 【施設割】 ・無し 【委託費】 ※県の要綱に基づき交付。 ・乳児１人当たり 月額　18,500 円 ・１～３歳児未満児１人当たり 月額　9,200 円 ・長時間保育推進費 （11 時間以上） 児童１人につき 月額 2,000 円	保護者の労働又は疾病により、保育に欠ける義務教育就学前児童を家庭において保育する施設を指定し、助成を行う。 【施設割】 ・無し 【委託費】 ※県の要綱に基づき交付。 ・乳児１人当たり 月額　18,500 円 ・１～３歳児未満児１人当たり 月額　9,200 円 ・長時間保育推進費 （11 時間以上） 児童１人につき 月額 2,000 円	**家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。**

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	・障害児保育推進費 満１歳以上満３歳に満たない児童１人につき　月額 9,300 円 ※村単独補助。 ・村内加算（村独自） （村内の家庭保育室） 児童１人につき 月額　10,000 円 【指定施設】 ・２施設（H16 年度は 0） 【村内施設】 ・無し。 【根拠条文】 ・都幾川村家庭保育室要綱	・障害児保育推進費 満１歳以上満３歳に満たない児童１人につき　月額 9,300 円 ※村単独補助。 ・村内加算（村独自） （村内の家庭保育室） 児童１人につき 月額　10,000 円 【指定施設】 ・１施設 【村内施設】 ・１施設 【根拠条文】 ・玉川村家庭保育室要綱	
3　特別保育補助事業（保育園）	児童福祉法第５３条第４項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・特別委託料 １１，０００円／人 ・障害児特別補助 ２０，０００円／人	児童福祉法第５３条第４項の規定に基づき、設置された保育所に対し、予算の範囲以内において補助金を交付する。 【対象特別保育事業】 ・国の基準に基づき交付している。 【単独補助】 ・特別委託料 １０，０００円／人	**特別保育補助事業は、合併翌年度当初に再編する。**
4　保育料及び保育料の減免について	村が定める保育園保育料徴収金基準額表に基づき保育料を徴収。 【根拠条文】 ・都幾川村保育園保育料の徴収に関する規則 （H13.3.8 改正）	村が定める保育料徴収基準額表に基づき保育料を徴収。 【根拠条文】 ・保育料の徴収に関する規則　（H12.4.1 改正）	**保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。**

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【基準額表】 ・階層区分 10 階層 10 段階 ・年齢区分 ３歳未満 ３歳 ４歳以上	【基準額表】 ・階層区分 16 階層 16 段階 ・年齢区分 ３歳未満 ３歳 ４歳以上	
5　公立保育所管理運営事業	【公立保育所数】 ・１箇所 平保育園 ・認可保育園 ・定員数　６０人 【開所時間】 ・平日 ７：１５ ～１９:００まで ・土曜日 ７：１５ ～１２:３０まで 【職員配置】 ・所長 住民福祉課長が兼務 ・保育士 職員　５人 臨時職員　２人 （うち、障害児担当１人） 非常勤職員　１人 ・用務員　１人 非常勤職員 【保育所保健】 ・歯科検診　１回 ・内科検診　２回	【公立保育所数】 ・１箇所 玉川村保育所 ・認可保育園 ・定員数　１１０人 【開所時間】 ・平日 ７：３０ ～１８:３０まで ・土曜日 ７：１５ ～１２:３０まで 【職員配置】 ・所長 非常勤職員 ・保育士 職員　５人 臨時職員　５人 （うち、障害児担当１人） ・事務職員　１人 【保育所保健】 ・歯科検診　１回 ・内科検診　２回 ・耳鼻科検診　１回 ・眼科検診　１回	**公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。**

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 〈 献立 〉 栄養士　　1名 臨時職員 〈 調理 〉 調理員　　1名 非常勤職員 〈 給食内容 〉 主食持参 週1回完全給食 ※3歳未満児は、完全給食。 ・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等 ※バスの送迎 送迎希望を取り、朝夕バスで送迎をしている。 ※私立保育園（はなぞの保育園）1箇所有り。	【その他の管理・運営】 ・施設の保守点検 ・職員研修 ・保育実習生の受入 ・保育所給食 〈 献立 〉 栄養士兼調理員 1名 非常勤職員 （有資格） 〈 調理 〉 調理員　　1名 臨時職員 （有資格） 〈 給食内容 〉 主食持参 週1回完全給食 ※H17.9 から完全給食。 ・その他 入・卒園式、運動会、保護者会等 ※バスの送迎 送迎希望を取り、朝夕バスで送迎をしている。	

協議第５１号

協定項目２２－１７　ごみ処理事業の取扱いについて

ごみ処理事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　廃棄物処理計画の実施計画については、合併時に再編する。
２　ごみの搬出、収集体制については、合併後、速やかに再編する。
３　粗大ごみ収集運搬手数料については、合併時に統合する。
４　指定ごみ袋制度については、現行のとおりとする。
５　ごみ減量化対策事業については、合併時に再編する。
６　集団資源回収事業については、合併時に再編する。
７　一般廃棄物収集運搬許可については、合併時に再編する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-１７　ごみ処理事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1　廃棄物処理計画に関すること	【共通事項】 中間処理施設において、資源化促進および施設の円滑な運営のためには、住民・事業者の排出段階における排出抑制・資源化・減量化・分別の細分化等が必要不可欠である。そのため、組合・各町村、住民・事業者の役割分担を明らかにし、相互の運営協力を基本としながら、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を定めている。	【共通事項】 中間処理施設において、資源化促進および施設の円滑な運営のためには、住民・事業者の排出段階における排出抑制・資源化・減量化・分別の細分化等が必要不可欠である。そのため、組合・各町村、住民・事業者の役割分担を明らかにし、相互の運営協力を基本としながら、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な実施計画を定めている。	廃棄物処理計画の実施計画については、合併時に再編する。
2　ごみの搬出・収集体制に関すること	【収集体制】 民間業者委託 【分別品目・収集回数等】 ・可燃ごみ　週２回 約 97 箇所　指定袋 ・不燃ごみ　月２回 約 86 箇所　指定袋 ・粗大ごみ(戸別収集) 月１回　申し込み家庭 有料シール ・資源ごみ （紙・衣類）月２回 約 97 箇所　紐でしばる （資源プラスチック） 推奨袋か透明袋 月２回	【収集体制】 民間業者委託 【分別品目・収集回数等】 ・可燃ごみ　週２回 122 箇所　指定袋 ・不燃ごみ　週２回 19 箇所　指定袋 ・混合プラ、コンテナ ・粗大ごみ（戸別収集） 隔月 戸別　有料シール ・資源ごみ （紙・衣類・ｱﾙﾐ缶）毎週 約 17 箇所　紐でしばる （資源プラスチック） 推奨袋　141 箇所 月３回	ごみの搬出・収集体制については、合併後、速やかに再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	(アルミ缶・ペットボトル） 月１回　約 86 箇所 コンテナ （茶色・無色ビン） 月２回　約 86 箇所 コンテナ ・廃プラスチック 月１回　約 86 箇所 透明袋 ・有害ごみ 月１回　約 86 箇所 ・在宅医療系廃棄物 随時　個別対応	（ペットボトル） 月１回　19 箇所 コンテナ （茶色・無色ビン） 月１回　19 箇所 コンテナ ・廃プラスチック 月１回　141 箇所 その他の袋 ・有害ごみ 月１回　約 19 箇所 ・在宅医療系廃棄物 随時　個別対応	
３　粗大ごみ収集運搬手数料	【収集回数】 毎月１回　１回５品目まで 【手数料】 粗大ごみの形状により５０円～１，５００円を徴収	【収集回数】 隔月１回　１回５品目まで 【手数料】 粗大ごみの形状により５０円～１，５００円を徴収	粗大ごみ収集運搬手数料については、合併時に統合する。
４　指定ごみ袋制度	【共通事項】 小川地区衛生組合及び構成町村で協議のうえ、可燃ごみ・ビン・缶・金属類・ガラス類の排出に町の指定ごみ袋を、資源プラスチックには推奨袋を使用している。	【共通事項】 小川地区衛生組合及び構成町村で協議のうえ、可燃ごみ・ビン・缶・金属類・ガラス類の排出に町の指定ごみ袋を、資源プラスチックには推奨袋を使用している。	指定ごみ袋制度については、現行のとおりとする。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
5　ごみ減量化対策事業（啓発活動・排出抑制）	【取組内容】 ・家庭用生ごみ処理器設置費補助金交付 ・廃品回収実施団体奨励金交付 ・広報紙及び回覧によるごみ分別の啓発	【取組内容】 ・家庭用生ごみ処理器設置補助金交付 ・廃品回収実施団体奨励金交付 ・広報紙及び回覧によるごみ分別の啓発 ・ごみ減量化の工夫について、カレンダーに記載	ごみ減量化対策事業については、合併時に再編する。
6　集団資源回収事業	【対象団体】 小学校ＰＴＡその他地域的団体で次の要件を備えたもの ①　村に登録した団体 ②　回収は年２回以上実施 ③　地域住民自らの手で継続して実施 ④　古紙類等の回収を業としないこと 【対象品目】 ・紙類 ・繊維類 ・金属類 ・ビン類 【奨励金額】 ・紙類、繊維類、金属類 ７円／ｋｇ ・ビン類　７円／本 ※１団体につき年間支払い限度額 400,000 円	【対象団体】 ・営利を目的とせず、資源回収を年２回以上自らの手で実施する団体 【対象品目】 ・紙類 ・衣類 ・ｱﾙﾐ缶 ・ビン類 【奨励金額】 ・紙、衣類 9 円／kg ・ｱﾙﾐ缶 20 円／kg ・ビン類 9 円／本 ※１団体につき年間支払い限度額　500,000 円	集団資源回収事業については、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
7　一般廃棄物収集運搬許可	【許可業者】 ・ごみ　　4社 ・浄化槽汚泥　3社 ・雑排水　　1社 【手数料】 ・許可申請手数料 5，000円 ・許可証再交付申請手数料 2，000円	【許可業者】 ・ごみ　　6社 ・浄化槽汚泥　2社 ・雑排水　　1社 【手数料】 ・許可申請手数料 5，000円 ・許可証再交付申請手数料 2，000円	一般廃棄物収集運搬許可については、合併時に再編する。

協議第５２号

協定項目２２－１８　環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　環境保全条例については、合併後、速やかに再編する。
２　環境審議会については、合併後、速やかに再編する。
３　公害防止協定については、合併時に再編する。
４　地球温暖化対策については、合併後、速やかに再編する。
５　土砂等による土地の埋立て等の規制については、合併後、速やかに再編する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No. ２２-１８　環境対策事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1　環境保全条例に関すること	該当なし	【根拠法令等】 玉川村環境保全条例 【条例の構成】 第１章 総則 村・村民及び事業者の責務 第２章 自然環境の保全 ・土砂等による土地の埋立て等の規制 ・野生動植物の保護 ・公共用水域の水質保全 第３章 生活環境の保全 ・放置自転車の措置 ・放置車輌の措置 ・農薬安全使用に関する規制 ・不法投棄の規制 ・空き缶、吸殻等の散乱防止 ・飼犬のふん害等の防止 ・生活環境を阻害するその他の行為の規制	環境保全条例については、合併後、速やかに再編する。
2　環境審議会	該当なし	【名称】 ・玉川村環境保全審議会 【根拠法令等】 環境保全条例 【定数】10 名以内 【任期】２年 【審議会の構成】 議会議員 知識経験者 関係行政機関　2 名 （東松山県土整備事務所長） （西部環境管理事務所東松山支所長） 【委員報酬】 日額 5,000 円	環境審議会については、合併後、速やかに再編する

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
3　公害防止協定	【共通事項】 　公害を発生させるおそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。 【根拠法令等】 　該当なし	【共通事項】 　公害を発生させるおそれのある業者との間で事業活動に伴う公害を防止するため事業者が取るべき措置を相互の合意形成により取り決める。 【根拠法令等】 玉川村開発指導要綱 **公害防止協定書**	公害防止協定については、合併時に再編する。
4　地球温暖化対策	該当なし	【根拠法令等】 ・玉川村地球温暖化対策実行計画 【達成目標】 ・平成 19 年度までに村の事務事業に係る温室効果ガスが平成 13 年度の排出量を基準とし５%削減する。 【取り組み項目】 ・電気使用量の削減 ・紙使用量の削減 ・燃料使用量の削減 ・環境にやさしい物品の購入 ・廃棄物の排出抑制 ・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進 ・環境に配慮した公共事業の推進	地球温暖化対策については、合併後、速やかに再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
5　土砂等による土地の埋立て等の規制に関すること	【共通事項】 　廃棄物及び廃棄物等を含んだ残土の埋め立てやたい積が社会問題化している中、無秩序な埋め立てを未然に防ぐため、土地の埋め立て、盛土、たい積及び切土について必要な規制を行うことにより災害の防止及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。 【根拠法令等】 ・都幾川村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 【手続を必要とする基準】 ・事業区域の面積が 500 ㎡以上の行為 （施行する日前１年以内の事業により生じた面積の合計が 500 ㎡以上の行為を含む。） 【適用除外行為】 ・他の法令の規定により許可又は認可を受けた場合 ・非常災害のために必要な応急措置として行う場合 ・国又は地方公共団体が直接行う場合	【共通事項】 　廃棄物及び廃棄物等を含んだ残土の埋め立てやたい積が社会問題化している中、無秩序な埋め立てを未然に防ぐため、土地の埋め立て、盛土、たい積及び切土について必要な規制を行うことにより災害の防止及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。 【根拠法令等】 ・玉川村環境保全条例 【手続を必要とする基準】 ・事業区域の面積が 500 ㎡以上の行為 【適用除外行為】 ・他の法令の規定により許可又は認可を受けて行う事業 ・埼玉県条例の許可を受けて行う行為 ・非常災害のために必要な応急措置として行う事業 ・国又は地方公共団体が直接行う事業	土砂等による土地埋立て等の規制については、合併後、速やかに再編する。

協議第５３号

協定項目２２－１９　農林水産業振興事業の取扱いについて

農林水産業振興事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　農業振興地域整備計画については、合併後、速やかに再編する。
２　米生産調整対策事業については、現行のとおりとし、国及び県の施策動向を見極めながら調整する。
３　森林整備計画については、合併後、速やかに再編する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-１９　農林水産業振興事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１．農業振興地域整備計画	【名称】 都幾川村農業振興地域整備計画 【地域指定年度】 昭和４６年度 【整備計画策定年度】 昭和４６年度 【計画変更】（直近） 平成１１年度 【地域面積】 １，４８６ha 【農用地面積】 １２９ha 【除外受付】 年２回（５月、１０月）	【名称】 玉川村農業振興地域整備計画 【地域指定年度】 昭和４７年度 【整備計画策定年度】 昭和４８年度 【計画変更】（直近） 昭和５８年度 【地域面積】 １，４３８ha 【農用地面積】 ９３ha 【除外受付】 年２回（４月、９月）	農業振興地域整備計画については、合併後、速やかに再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
２．米生産調整対策事業	【目的】 　需要に応じた米の計画生産を行う。 【平成１５年度】 生産調整（転作）実績 ・目標面積 ２０．９ｈａ ・実施面積 ２９．６ｈａ ・達成率 １４１．６％ 【平成１６年度】 ・生産目標量 １４２．０トン	【目的】 　需要に応じた米の計画生産を行う。 【平成１５年度】 生産調整（転作）実績 ・目標面積 ２７．９ｈａ ・実施面積 ４０．３ｈａ ・達成率 １４８．２％ 【平成１６年度】 ・生産目標量 １９１．６トン	米生産調整対策事業については、現行のとおりとし、国及び県の施策動向を見極めながら調整する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
３．森林整備計画	【名称】 都幾川村森林整備計画 【概要】 　市町村森林整備計画は、国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、地域林業方針を定めている。 【目的】 　村の森林整備の業務を円滑に推進するため 【策定年度】 　　平成１５年度 【森林面積】 　　３，１００ｈａ	【名称】 玉川村森林整備計画 【概要】 　市町村森林整備計画は、国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、地域林業方針を定めている。 【目的】 　村の森林整備の業務を円滑に推進するため 【策定年度】 　　平成１４年度 【森林面積】 　　７５０ｈａ	森林整備計画については、合併後、速やかに再編する。

協議第５４号

協定項目２２－２０　商工、観光事業の取扱いについて

商工、観光事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1　融資制度については、合併時までに再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。
2　利子補給制度については、玉川村の例により、合併時に統合する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の利子補給率を適用する。
3　商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編する。
4　観光協会については、関係する団体と協議し、合併後に再編する。
5　祭り・イベントについては、現行のとおりとする。ただし、「木のむらフェスティバル」及び「玉川まつり」については、合併後、速やかに再編する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２０　商工、観光事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１．融資制度	【名称】 都幾川村小口金融あっせん制度 【内容】 村内において事業を営む中小企業者の事業振興を図るため、必要な資金の融資斡旋を行う。 【融資額等】 (1)貸付限度額 ５，０００千円 (2)貸付期間 運転資金　６０ヶ月 設備資金　６０ヶ月	【名称】 玉川村小口金融あっせん制度 【内容】 村内における中小企業者の経営の安定を図るため、資金の融資斡旋を行う。 【融資額等】 (1)貸付限度額 ３，０００千円 (2)貸付期間 運転資金　６０ヶ月 設備資金　８４ヶ月	融資制度については、合併時までに再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。
２．利子補給制度	（制度なし）	【名称】 玉川村小口金融利子補給制度 【内容】 村内中小企業者の金融を円滑にし、企業運営の好転を図るため小口金融の利子補給を行う。 《利子補給》 １実行金利（２．０%）と貸付金利（１．７５%）の差額（０．２５%）２利子及び保証料の２０%以内 《対象》 １小口融資を行っている金融機関 ２小口融資により融資を受け完済した者。	利子補給制度については、玉川村の例により、合併時に統合する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の利子補給率を適用する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	（制度なし）	【名称】 　玉川村中小企業近代化資金利子補給制度 【内容】 　商工業の健全なる発展に資するため、商工会が指導推進する制度資金の融資を受けたとき、利子補給を行う。 《利子補給》 1月～12月までの期間の平均融資残高の年１%以内。	
３．商工会	都幾川村商工会 【会員数】２５３名 【事務局職員】４名 【補助金】 ７，５６０千円	玉川村商工会 【会員数】２２５名 【事務局職員】４名 【補助金】 ８，３００千円	商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編する。
４．観光協会等関係団体	都幾川村観光協会 【目的】 　都幾川村を訪れる観光客の受け入れ体制を関係機関及び団体と連携し、郷土産業のより有効的宣伝販売に努力すると共に、地域産業経済発展に努める。 【事務局】 都幾川村商工会内 【補助金】 ２，１００千円	該当なし	観光協会については、関係する団体と協議し、合併後に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
5．祭り・イベント	【名称】 木のむらフェスティバル ○　時期 １１月上旬 ○　場所 せせらぎホール周辺	【名称】 玉川まつり ○　時期 １１月上旬 ○　場所 役場周辺施設 【名称】 玉川納涼まつり ○　時期 ８月上旬 ○　場所 役場駐車場	祭り・イベントについては、現行のとおりとする。 ただし、「木のむらフェスティバル」及び「玉川まつり」については、合併後、速やかに再編する。

協議第５５号

協定項目２２－２１　勤労者、消費者関連事業の取扱いについて

勤労者、消費者関連事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおりとする。
２　消費生活相談については、現行のとおりとする。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２１　勤労者、消費者関連事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１．勤労者住宅資金融資制度	都幾川村勤労者住宅資金貸付制度 【目的】 村内に居住又は居住しようとする勤労者に対し、住宅確保に要する資金の融通を図り、もって勤労者の福祉の向上に資する。 【対象者】 (１)村内に居住又は居住しようとしている者で、住民基本台帳に登録されている者か、又は登録されることが確実な者であること。 (２)同一事業所に２年以上勤務していること。 (３)年齢が２０歳以上５５歳以下であること。 (４)資金の償還について弁済能力を有すること。 【融資額等】 (１)貸付限度額 無担保融資 ２，５００千円 有担保融資 ５，０００千円	玉川村勤労者住宅資金貸付制度 【目的】 村内に居住又は居住しようとする勤労者に対し、住宅確保に要する資金の融通を図り、もって勤労者の福祉の向上に資する。 【対象者】 (１)村内に居住又は居住しようとしている者で、住民基本台帳に登録されている者か、又は登録されることが確実な者であること。 (２)同一事業所に２年以上勤務していること。 (３)年齢が２０歳以上５５歳以下であること。 (４)資金の償還について弁済能力を有すること。 【融資額等】 (２)貸付限度額 無担保融資 ２，５００千円 有担保融資 ５，０００千円	勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおりとする。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	(2)貸付期間 無担保融資 １２０ヶ月 有担保融資 ３６０ヶ月 (3)貸付利率 無担保融資 ２．８６５％ 有担保融資 ２．０６５％	(2)貸付期間 無担保融資 １０年以内 有担保融資 ３０年以内 (3)貸付利率 無担保融資 ２．８６５％ 有担保融資 ２．０６５％	
２．消費者行政	○　消費生活相談 家族相談支援センターにてAM９：３０～PM４：００まで、相談員が村民からの消費生活相談に対応 ○　啓発活動 生活情報誌・パンフレットの配布及び、広報に消費者行政関係記事を載せて啓発活動	○　消費生活相談 経済課窓口にて随時消費者の相談受付。ただし、難題は、埼玉県消費者生活支援センターに照会 ○　啓発活動 生活情報誌・パンフレットの配布及び、広報に消費者行政関係記事を載せて啓発活動	消費生活相談については、現行のとおりとする。

協議第５６号

協定項目２２－２２　道路、河川事業の取扱いについて

道路、河川事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　道路については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。道路新設、改良については、新町建設計画及び既存の整備計画を基に、合併後、速やかに新町道路整備計画を策定し、計画的に実施する。
２　河川については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。河川事業については、合併後、速やかに新町河川整備計画を策定し、計画的に実施する。
３　地籍調査事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに事業計画を策定し、計画的に実施する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２２　道路、河川事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１　道路認定状況	道路認定路線数 1,237 本 総延長　302.0km 実延長　281.7km 舗装道　86.7km 舗装率　30.0% 橋　梁　１５４箇所	道路認定路線数 1,600 本 総延長　221.3km 実延長　191.7km 舗装道　66.6km 舗装率　34.7% 橋　梁　85 箇所	・道路については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。 ・道路新設・改良については、新町建設計画及び既存の整備計画を基に、合併後、速やかに新町道路整備計画を策定し、計画的に実施する。
２　河川の状況	〔準用河川〕 馬場川　550m	〔準用河川〕 指定なし	・河川については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。 ・河川事業については、合併後、速やかに新町河川整備計画を策定し、計画的に実施する。
３　地籍調査事業	〔実施予定〕 実施予定期間 全体計画予定面積 39.91k㎡	〔実 施 中〕 実施期間　H10 ～ H22 全体計画面積　14.38k㎡ 実施済面積　6.56k㎡ 未実施面積　7.82k㎡	・地籍調査事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに事業計画を策定し、計画的に実施する。

協議第５７号

協定項目２２－２３　都市計画事業の取扱いについて

都市計画事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　都市計画審議会については、合併後、速やかに再編する。
２　都市計画マスタープランについては、合併後、速やかに再編する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２３　都市計画事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１　都市計画審議会	【組織】 都市計画審議会委員 （１５人） 村議会議員　５人 学識経験者　５人 県職員　３人 村民代表　２人 【任期】　２年 【報酬】 日額６，６００円	【組織】 都市計画審議会委員 （１２人） 村議会議員　５人 学識経験者　５人 関係行政機関　２人 【任期】　２年 【報酬】 日額５，６００円	１　都市計画審議会については、合併後、速やかに再編する。
２　都市計画マスタープラン策定に関すること	未策定	【目的】 総合計画などの上位計画を踏まえて、都市の将来像や土地利用、地域別のまちづくりの方針など、玉川村の都市計画に関する基本的な方針を定めることを目的とする。 【計画期間】 2001 年～2020 年	２　都市計画マスタープランについては、合併後、速やかに再編する。

協議第５８号

協定項目２２－２５　下水道事業等の取扱いについて

下水道事業等の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　浄化槽市町村整備推進事業計画については、事業区域を新町に引き継ぎ、合併時に再編する。
２　浄化槽市町村整備推進事業施設使用料及び分担金については、現行のとおりとする。
３　浄化槽市町村整備推進事業推進補助制度については、合併時に再編する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.22-２５　下水道事業等の取扱い

<table>
<tr><th>事務事業名</th><th>都幾川村</th><th>玉　川　村</th><th>調 整 方 針 等</th></tr>
<tr><td>1　公共下水道事業計画</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td><td></td></tr>
<tr><td>2　農業集落排水整備計画</td><td>該当なし</td><td>該当なし</td><td></td></tr>
<tr><td>3　浄化槽市町村整備推進事業計画</td><td>【計画区域】
村全域
【整備期間】
１５年
【設置予定基数】
15 年度　60 基
16～19 年度　110 基
20～29 年度　100 基</td><td>【計画区域】
村全域
【整備期間】
１０年
【設置予定基数】
17 年度　70 基
※17 年度より実施</td><td>事業区域を新町に引き継ぎ、合併時に再編する。</td></tr>
<tr><td>4　浄化槽市町村整備推進事業施設使用料</td><td>【月額使用料】
2,500 円
【随時使用料】
くみ取り汚泥 10ℓにつき
100 円</td><td>【月額使用料】
2,500 円
【随時使用料】
くみ取り汚泥 10ℓにつき
100 円
※17 年度より実施</td><td>現行のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>5　浄化槽市町村整備推進事業設置分担金</td><td>【分担金】
<table><tr><th>人槽</th><th>分担金(円)</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>102,000</td></tr><tr><td>7人槽</td><td>113,400</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>138,000</td></tr></table>【納付方法】
現金による一括納付
【徴収猶予】
徴収猶予制度　有
【減免】
減免制度　有</td><td>【分担金】
<table><tr><th>人槽</th><th>分担金(円)</th></tr><tr><td>5人槽</td><td>102,000</td></tr><tr><td>7人槽</td><td>113,400</td></tr><tr><td>10人槽</td><td>138,000</td></tr></table>【納付方法】
現金による一括納付
【徴収猶予】
徴収猶予制度　有
【減免】
減免制度　有
※17 年度より実施</td><td>現行のとおりとする。</td></tr>
<tr><td>6　浄化槽市町村整備推進事業推進補助制度</td><td>くみ取式便槽等撤去費補助金
生活排水路等整備費補助金</td><td>該当なし</td><td>合併時に再編する。</td></tr>
<tr><td>7　浄化槽設置整備事業補助金</td><td>該当なし</td><td>個人設置費用に対する補助
補助上限額
５人槽　354,000 円
６～７人槽　411,000 円
８～１０人槽　519,000 円
※１７年度より廃止</td><td></td></tr>
</table>

協議第５９号

新町建設計画案について

新町建設計画案について、別紙のとおり提案する。

平成１６年１２月１３日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男